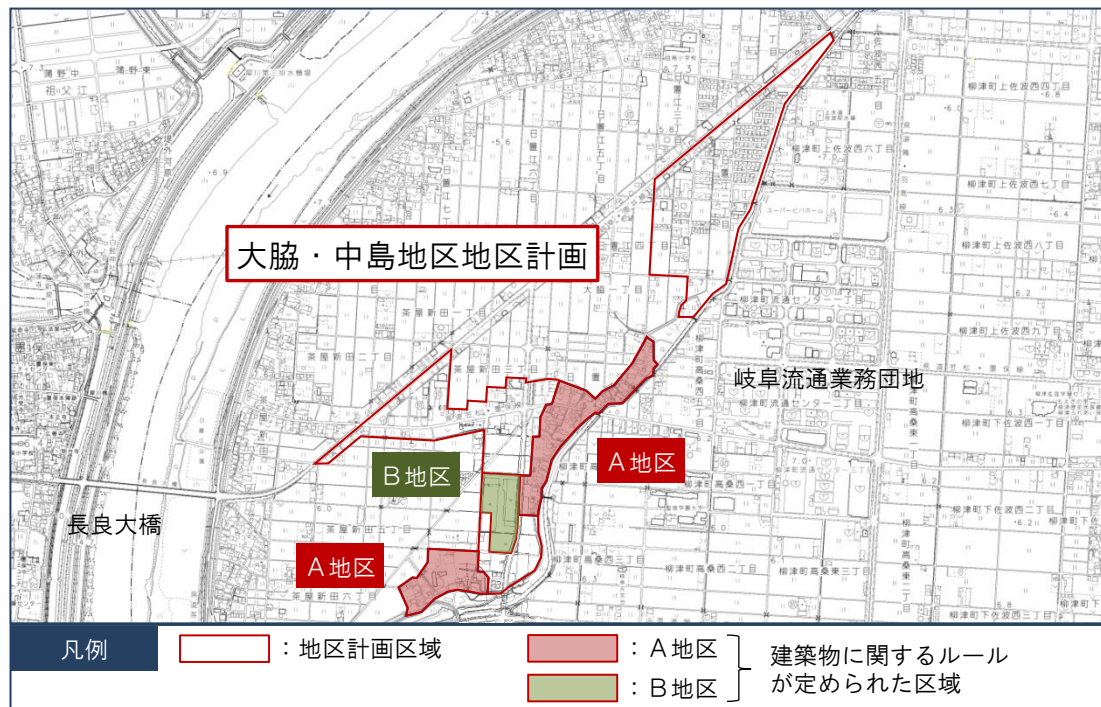


1 位置図及び地区の概要



本地区は、住・商・工が混在する地域であり、平成6年の市街化区域編入に伴い、大脇・中島地区地区計画が定められました。

本地区計画では、住環境を悪化させない工場の立地を許容しつつ、既存集落の住環境の保全・整備を図るため、既存道路の拡幅を行う区画道路を定め、A地区においては住環境に影響を与える遊戯・風俗施設の立地が制限されました。

平成19年には、地区計画区域内で大街区が形成されたことに併せ、A地区と同様に住環境の保全・整備を図るため、B地区を定めて遊戯・風俗・宿泊施設の立地を制限する変更が行われています。

■ 現在地区計画に定めている事項（概要）

名称	大脇・中島地区	
地区施設	区画道路	
細地区名称	A地区	B地区
建築物等の用途の制限	建築してはならないもの 1 床面積200㎡以上の劇場、映画館等 2 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等 3 環境への影響がやや多い工場 4 マージャン屋等	建築してはならないもの 1 床面積200㎡以上の劇場、映画館等 2 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等 3 環境への影響がやや多い工場 4 マージャン屋等 5 ホテル、旅館 6 接客業受託営業
	—	20メートル
	—	1 色彩、照明等景観に関する事項 2 広告物に関する事項
	—	—

2 風営法及び建築基準法の改正

平成28年6月、ダンスに対する国民の意識の変化等を踏まえ、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）」が改正され、これまで風俗営業として規制されてきた「客にダンスをさせる営業」（ナイトクラブの一部及びダンスホール）を風俗営業から除外する規制緩和が行われました。

また、これに伴い建築基準法での建築制限についても同様の趣旨の改正が行われ、風俗営業から除外されたナイトクラブ及びダンスホールの取扱いが変更されています。

- ナイトクラブとは
客にダンスをさせ、かつ客に飲食をさせる営業（旧風営法による定義）
※建築基準法の改正により、客席における照度が10ルクスを超えるものについて、「風俗営業施設」から「劇場、映画館等」と同等の立地制限に変更となりました。
- ダンスホールとは
客にダンスをさせる営業（旧風営法による定義）
※建築基準法の改正により、「風俗営業施設」から「カラオケボックス等」と同様の立地制限に変更となりました。

3 地区計画の変更概要

風営法及び建築基準法の改正に合わせて、ナイトクラブ及びダンスホールについて風俗営業としての制限対象から除外し、立地制限を緩和します。

	地 準 域 工 業	地区計画による制限			
		変更前		変更後	
住宅、共同住宅 等	○	○	○	○	○
店舗、事務所 等	○	○	○	○	○
キャバレー	○	×	×	×	×
料理店 等	○	×	×	×	×
ナイトクラブ	○	×	×	△	△
ダンスホール	○	×	×	○	○
接客業務受託営業	○	A地区 ○	B地区 ×	A地区 ○	B地区 ×
個室付浴場	×	×	×	×	×
マージャン屋、ぱちんこ屋 等	○	×	×	×	×
劇場、映画館 等	○	△	△	△	△
カラオケボックス 等	○	○	○	○	○
ボーリング場 等	○	○	○	○	○
ホテル、旅館	○	A地区 ○	B地区 ×	A地区 ○	B地区 ×
環境への影響がやや多い工場	○	×	×	×	×

○：建築可 △：200㎡まで建築可 ×：建築不可

4 地区計画の変更手続き

